

第18回南魚沼市子ども・子育て会議議事録

日時	令和4年3月24日 15:00から16:10
場所	南魚沼市本庁舎 2階 大会議室
参加	委員 11名 事務局 7名（子育て支援課、学校教育課）

議事

- (1) 令和4年度利用定員について
- (2) 令和4年度保育料月額表について
- (3) 施設等利用級1号預かり保育の就労証明の確認について
- (4) 疾病・障がいでの認定期間の取り扱いについて
- (5) 雇用期間の更新見込みのある場合の取り扱いについて
- (6) 保育指数の見直しについて
- (7) 公立保育園 土曜保育実施園の変更について
- (8) 公立保育園 一時預かり実施園の変更について
- (9) 保育の必要量に応じた区分 標記の変更について

1. 開会（子育て支援課長） 15:00～

2. 挨拶（福祉保健部長）

3. 会長・副会長の選任

会長 南魚沼地域振興局健康福祉環境部地域福祉課 松井課長

副会長 南魚沼市特別支援学校公聴会 城内小学校 田中校長

会議の成立について

◎全委員15名のうち、出席11名

（過半数以上の出席につき、南魚沼市子ども子育て会議条例第6条第2項により成立）

4. 議事

議事(1) 令和4年度利用定員について（事務局より説明）

◎採決の結果、承認

問1 P3 4月の利用数が全く違っている理由。

答1 3月16日現在の数字で作成している為、P2の利用定員の数で会議に諮らせていただきたい。

議事(2) 令和4年度保育料月額表について（事務局より説明）

◎採決の結果、承認 質疑・意見なし

議事(3) 施設等利用給付1号預かり保育の就労証明の確認について（事務局より説明）

◎採決の結果、承認 質疑・意見なし

議事(4) 疾病・障害での認定期間の取り扱いについて（事務局より説明）

◎採決の結果、承認 質疑・意見なし

議事(5) 雇用期間の更新見込みのある場合の取り扱いについて（事務局より説明）

◎採決の結果、承認

問1 議事(3)と関連する形になるのか。

答1 そうです。12月の時点で就労証明をいただくが、有期で定期的に切られている場合は10月では分からない。一旦3月で切れていても、次の年も雇用の条件がある場合に内定という形で出させていただきたい。

議事(6) 保育指数の見直しについて（事務局より説明）

◎採決の結果、承認

問1 今までは同じ点数だった場合、どのように決めていたのか。入園の早い、遅い時期は関係があったのか。

答1 今まではそれは考慮していなかった。指数には出てこない部分（保育園から遠い、勤務先との関係など）を見ながら入園の認定、第2希望の園に移動していただいたりしていた。

問2 同じ点数だった場合にどう決めているか聞きたい。

答2 まずは保育園のある地域にお住まいの方を優先的に判定させてもらっている。同地域だった場合は入園の時期も見させてもらっていた。ただ、明確な指数での調整はないので優先はどっちにしようかという場合に行っている。

問3 わかりました。では今までは状況で判断していたのを指数で判断したいということですね。

答3 はい。

問4 指数でいくと何点変わるのか。大きい数字だと逆転してしまう場合もあるのではないか。

答 4 今後他の市町村も見た中で、そのような指数の差を付けているかを見ていかななくてはいけないが、大きな点数を付けることは考えていない。1点、2点程度。あとは申込時期によって、どこで点数の差を付けるのかは今後検討をしていきたい。各園で空きを空けておかなければならない状況をそこで埋められないのかという意見があった。

議事(7) 公立保育園 土曜保育実施園の変更について（事務局より説明）

◎採決の結果、再度検討

問 1 P11 数字を見ていくとあおばの場合、令和元年から令和2年度にかけて数字が大きく減っているのには何か理由があるのか。（角谷委員）

答 1 2年度の場合、コロナの関係もあり利用される方が少なかった。また、あおば保育園の人数は減っていないが、土曜保育を利用される五十沢や城内の人が減っている事実はある。

問 2 子供が少ないから集めたいということなのか。親のための保育園という考え方は蔑ろではないか。子供を預けるためにそこまでいかななくてはならないということでもいいのか。

答 2 当然親御さんも近くにあるほうが便利だとは思いますが、子供が少ない人数だけで遊ぶよりも人数が多いほうが楽しく過ごせるのではないかと。また、あおばを使わなくても大崎も近くにあるので、多少遠くなくても利用できるのではないかと。

問 3-1 保護者の立場からの意見。間口を広くしていただいたほうがありがたい。やはり慣れ親しんだ保育園にお願いしたいとなるのではないかと。なので令和5年度から八幡保育園1園に絞るのは疑問が残る。

問 3-2 保護者の立場から。令和5年度からそのようにしていくのであれば、早くから納得のいく説明をして緩やかに進めていっていただきたい。保護者は仕事前の忙しい時間で保育園に連れて行っている。

答 3 わかりました。皆様からの意見も参考にさせていただき、もう1年コロナも含めて様子を見させていただき再度検討していきたい。そのため来年度は変更しないこととする。

議事(8) 公立保育園 一時預かり実施園の変更について（事務局より説明）

◎採決の結果、再度検討。利用者の方々の意見を伺い、それをもとに考えていきたい。

問 1 利用者の声があつての変更なのか、保育園や行政の都合があつての変更なのか教えていただきたい。

答 1 現在宮の一時預かりは三用、うえだに比べると利用者数が少ない。それが場所の関係なのかは定かではないが、場所がすべて東側で設置されている。それよりは交通の利便性も考えたときに、五日町のほうが利用していただけるのではないかと考えた。

問 2 なぜこの場所なのか。利便性を考えたなら最初からなぜここにしなかったのか。

答 2 受け入れる施設の部屋数もあつてこの3園になっていた。

問 3 空きができたからそちらに移行したいのが本音なのか。

答 3 部屋が空いているのは事実だが、子供の数がこのまま推移していくならと思ひ考えた。

議事(9) 保育の必要量に応じた区分 標記の変更について (事務局より説明)

◎採決の結果、承認 質疑・意見なし

5. その他

問 1 議事(6)における、保育園・認定こども園の指数については、学童保育においても考え方は同じか。

答 1 未調整です。

問 2 未調整であれば、同じ市内の施設の為、標準化していただきたい。

依頼 1 私立園の処遇改善加算Ⅰ、Ⅱは、無償化や基準年度の変更等の変遷をしてきているが、市の事務担当者、施設側も苦勞している。この現状を、県を通して国に意見していただきたい。

答 1 基準年度の変更等については、事前通知がなかったものの、今後事務量的には少なくなる。3%の加算について、補助金で対応できる9月まではそこまでの事務負担にはならないが、10月以降の公定価格で対応するようになると、事務負担が出てくると思われる。国からの通知もまだない状態。

6. 閉会 16:10